

定期預金

平成 28 年 11 月 1 日現在

商品名 (愛称名)	スーパー定期[単利型] (いきいき100)
販売対象	・当金庫に公的年金を振込指定している方および振込指定手続完了者
取扱期間	・取扱期間については、窓口へご照会ください
預入期間	・定型方式----1年 (自動継続・利払い方式)
預入 ①預入方法 ②預入金額 ③預入限度額 ④預入単位	・一括預入です ・1,000円以上です ・100万円です(本預金にお一人がお預け入れできる合計金額です) ・1円単位です
払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します
利息 ①適用金利 ②利払方法 ③計算方法	・固定金利です ・預入時の店頭表示の利率(スーパー定期預金期間1年もの)に0.2%を上乗せした利率を適用します ・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率に0.2%上乗せした利率を適用します ※預入時、自動継続時における上乗せ利率は、金利情勢の変化により変更になる場合があります ・満期日以後に一括して、年金振込指定口座に入金します ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
税金	・利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります (ただし、マル優を利用の場合は除きます) ※平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、 20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります
付加できる特約事項	・マル優の取扱いができます
中途解約時の取扱	・満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います
金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください
苦情処理措置 紛争解決措置	【苦情処理措置】本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部(9時~17時、電話:0120-812-504)にお申し出ください 【紛争解決措置】所定の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、営業店に配備されている「当金庫における苦情処理措置・紛争解決処理等の概要」に記載された受付機関にお申し出下さい なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です
その他参考となる事項	・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します ・預金保険制度の付保対象預金です ・預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます) ・当金庫に年金受取をご指定の方には次のような特典があります ① お誕生日にはカードを添えて、記念品をお届けさせていただきます ② 当金庫が主催する演芸会等への入場が無料となります ③ 年金友の会旅行にお気軽にご参加いただけます ④ 県内の指定されたホテル、温泉施設等の宿泊料や入場料が割引となります ・お預入れは通帳式定期となります

(1/1)

預-26